

あいのて

平成26年7月15日発行

発行：京築教育事務所

人権・同和教育室

TEL：0979-83-3602

FAX：0979-83-3606

タイトル「あいのて」は、がんばっている人には絶妙のタイミングで“合いの手”を入れる、困った人には“愛の手”を差し伸べることができる、そんな人権・同和教育室でありたいと願ってネーミングしました。

はじめに

5月15日（木）に「『個別的な人権課題』指導力アップ講座Ⅰ」がおこなわれました。今回の講座では、中世から近世までの被差別部落の歴史について、6年社会科教科書（上）の内容を中心にポイントを整理していきました。講座の概要と参加者の皆様からいただいた声を下に紹介いたします。

6月9日（月）には平成26年度校長・人権教育担当者等合同研修会がおこなわれました。受付駐車場業務、閉会後の後片付けまで、参加者の皆様にご協力いただきありがとうございました。また、貴重な実践報告をしていただきました八屋小学校の企救岳先生にあわせてお礼申し上げます。そして、大阪教育大学非常勤講師 土田先生のご講話からは、人権が尊重される学校づくりを推進する上でのご示唆を多くいただきました。参加者の皆様からも、「若い先生との接し方のヒントをもらった」「児童生徒を見る眼の大切な部分がよくわかった」「もっと聞きたい」等の声を多くいただきました。そこで、土田先生のご講話の内容を見開きに紹介いたします。

最後に、京築教育事務所ホームページより、人権・同和教育室の情報について掲載いたしております。是非、ご一読ください。

土田先生からは90分のご講話をいただきました。すべての内容は紹介できませんが、抜粋したものを紹介します。



平成26年度特別研修会（平成26年5月15日）

「『個別的な人権課題』指導力アップ講座Ⅰ」

今回は、中世から近世までの被差別部落の歴史を、プレゼン資料を使って説明しました。前半と後半に分け、前半は参加者の認識を深める目的で、後半は実際の授業の指導に生かす目的で行いました。そのポイントと参加者のアンケートの内容を紹介します。

前半のポイント

- ◇江戸時代は、住む場所によって身分が分けられていたこと
- ◇人々の中にある「ムラ意識」や「ケガレ意識」が差別に関わっていたこと
- ◇差別されていた人々が、生活に欠かせない仕事や芸能・文化を担っていたこと

後半のポイント

- ◇差別のきびしさのみが強調されるのではなく、「力強く、したたかに芸能や文化を育ててきた」姿を通じてプラス・イメージをもてる授業へ
- ◇「ちがうものを排除する」「理解できないものを差別する」そのような民衆意識があらわになった歴史から、知らないのに決めつけているおかしさを身近な問題として考え、自分の生き方を学び取っていくような授業へ

アンケートより

- 教科書の記述をもとにした話で、部落史の流れをまとめて聞くとわかりやすかった。
- 差別は、時代の背景や人々の思想から生まれてきたことを知ることができた。
- 学校で部落史について学んだ記憶がほとんどなく、歴史的な背景はほとんど知らなかったけど、詳しく学べた。
- 関西の歴史が主流だが、地域（小倉藩）の歴史を学んで現代につなげる必要がある。
- 6年生だけの取組に終わることなく、現代の差別につながる内容を自分の問題としてとらえることができるよう全職員で取り組むことが重要である。



講座Ⅱのお知らせ

平成26年8月26日（火）

○受付 13時45分～

○講義・演習 14時00分～

「解放令以降の部落史について」

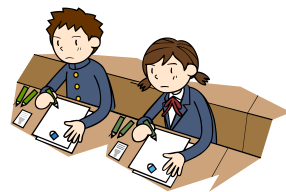
※ 明治以降の被差別部落の歴史について、水平社創立や同対審答申等にスポットをあてながら流れを整理していきます。また、具体的な指導内容や授業モデルを紹介します。

○追加募集について
まだ、若干余裕があります。参加希望の方は、人権・同和教育室まで、ご連絡ください。

「人権・同和教育」とは

「人権・同和教育」は誤解を受けやすく、「人間はみな同じ」ということを教える教育であるという錯覚があると、そこで新しい差別を生んでいくことがあります。例えば、「人間はみな同じ」とすり込まれると、健常者が「自分たちは足を使って歩いているけど、あの子は車いすに乗ってる。あの子はちょっと違う。変だ。」ということを根拠に排除を始めてしまう恐れがあります。しかし、同和教育がやりたいことというのは真逆で「人間は一人として同じではない。一人ずつ全部違う。けれど、どのような違いをもってしても排除されたり差別を受けたりする筋合いはない。人としての命の重さ、かけがえのなさは同じなのだ」ということから、「違うということこそが豊かさであり、集団の中で育つべき力である」ということを教えることだと思えます。

これまで、「進路保障」を同和教育の総和として位置づけ、取り組んできました。「自分は自分であっていい。当事者がどんな社会的な立場であろうと差別はする側の課題であるので、自分を卑下したり、自分の命の重さに値打ちがないかのような錯覚に囚われたりして、自暴自棄になることなく、自分のかけがえのない命にちゃんと尊敬する気持ちをもつことが大切である。だから、隣に座っている彼にも、横に座っている彼女にも同じように等しい人権がある」という発想で自分の人生をちゃんと展望をもって切り拓き、その夢の実現に向かって努力を惜しむことなく、獲得していけるような学力を含めた生きる力をつけることが同和教育そのものであると考えています。



同和教育の取組を若い先生に伝えるには

この取組によって一番変わったのは教師だと思います。そこで培った力というか発見したものは、今の若い世代に是非伝える必要があります。そこで、私たちが陥る畏というのは、例えば若い先生が「先生、同和教育って何ですか？」と聞いてきたときに、「それは、差別の現実から深く学ぶということです」と言ったとします。そのスローガンに何の間違ひもないですが、そんな言葉を使っても若い人には何も響かないということです。そして、この言葉が理解できないから、「自分たちの若い頃はもっとしっかりしてた」とおっしゃいますが、同和教育の取組の成果が、いろんなところに現れて、「家にさえ行けば差別の現実が見える」というような事実（完璧になくなっていったらいいのですが）は見えにくくなっています。以前は、家に行けばそこにリアルに見たくないほどの差別の現実があったわけですが、昔と実態が違うのに自分たちがストーンと落ちたことを、今の若い先生に教えようとするんですね。今、そんなスローガンだけでは、この取組を若い世代に引き継いでいくことは難しいのです。

そこで中堅世代の先生方の一番大きな役割は「翻訳」です。若い人にもわかる言葉に翻訳して伝えていくことが、今大切だと思います。

「子どもを見る眼」とは

では、若い先生に「同和教育って何ですか？」と聞かれて、一番評価を受けた答えは何かというと、「子どもを見る眼」です。それは「子ども観」であり、もっと分かり易く言うと「子どものせいにはしないというスタンス」です。

例えば、生徒同士のトラブルの後、生徒の話を聴く場面で、右枠の会話のように、生徒はとてもしリアルに正直に語っています。しかし、もしこの時、生徒が「僕は幼い頃の経験からこんなトラウマがあり、普段どんなに親しい相手でもこの部分を傷つけられたら、突然スイッチが入るんです」と説明できたら、この生徒のスイッチは入らなかったでしょう。そんな風に自分をちゃんと分析し、認識できる生徒は突然切れたりしないんです。自分でも気づいてない「本当は勉強も分かりたい」という願い、本人は気づいてないけどそこを掘り起こしてやれるかどうか、それが「同和教育の立ち位置」であり、「子どもを見る眼」なんです。

本人も何故か分からない。だから毎日イライラする。むちゃをやるんです。暴れるんです。やりたい放題するのに満たされない。好き勝手やって先生の言うことを聞かずに怖いものな

教師：「〇〇のどこに腹がたって殴ったん」
 生徒：「分からん」
 教師：「だからそこを聞いてんのに、なぜ答えんの」
 生徒：「なんか知らんけどむかついたん…」



しの態度をとっているはずなのに、何をしても満たされない。どうしても心の穴を塞ぐことができない。そこに冷たい風が吹き抜けるんです。何をしてもむなしくて、何をしても心細くて、何をしてもそこはかとなくひとりぼっちで寂しいんです。その原因もよく分からないまま、自分は何を欲しているのかすら、無自覚のまま、それでも願い続けているんだということを知ることができず、子どもの言葉から読み解く力を与えてくれたのが同和教育の実践なのです。

「特権」は意識しにくいもの

「特権」というと遊園地で得をするチケットのように、自分の努力によって得るものと思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、「特権」というのは生まれながらに持っている、自分の努力で勝ち取ったものでない有利さのことです。だから、圧倒的多数の側にいると普段それを持っているのが当たり前になって、なかなか意識しづらく、自分が有利だということすら何にも意識しなくてすんでしまいます。

例えば担任が学級通信を渡すときに、両親が二人そろって当たり前という側にいると、自分に「特権」があることに気がつかず、「ちゃんとお母さんに渡しなさい」と平気で言ってしまいます。もし、生徒の中に母親が学級通信に目を通すことのできない状況にある生徒がいたらどうでしょう。「特権」側にいる人は何の悪気もなく人を傷つける場合があるということを知ってほしいと思います。

「特権」を多く持っている人が教員をやっているケースも多いのではないのでしょうか。これまでの同和教育実践の中で、このような「特権」に気づかされ、自分を変えていくという体験を積み重ねる中で、いいかげんなことしているように見える子どもも、実は「やる気をもっているんだ」という見方が身についていったのです。

特 権

「集団づくり」とは



同和教育のめざす子ども像というのは自分をちゃんと受け入れて、自分を大事にして、自分の命を全うして生き抜く力、分かりやすく言うと「幸せになれる能力をもつ子ども」です。だからそのスタートに何が座るかということ、「自分ってどんな子？居場所を求めているんだなあ」ということが理解できないと、何で暴れるのかすら分からないままに、感情の赴くままにやってしまうので、それを整理して「わたしって寂しかったんだなあ」と気づくことが大切です。つまり、人を遠のけていくような生き方ではなく、寂しいからこそ「自分からつながりを求めていかないといけない」というところにシフトしていき「自分ってどんな子？」と気づかせる営みがスタートになります。

そこで、自分で自分を認識するために絶対必要なのが集団なのです。

集団づくりは個々が多様性をぶつけ合わせる中で、「今の自分の立ってる次元はここだけど、こういう風にならなりたい」というあこがれを感じたり、「人を支える力になった。こんな自分でも見捨てられることなく支えてくれる仲間がいる」と気づいたりすることです。ただ、こんなあこがれや気づきは、集団の中にただ身を置かせるだけでは育ちません。

集団づくりというのは、ある教科の授業で行うだけではなく、日常生活のベースにも、日々の授業づくりのベースにも、全ての領域において子どもをつなぐ営みがあって、その上に成立するというものです。集団になれば、当然けんかも起こります。けんかのないクラスがいいクラスだと思っているような半端な学級経営をしていると集団づくりはできないのではないのでしょうか。子ども同士、非難はだめですが批判はあっていいと思います。丸くおさめようとして典型的な仲良し学級を作ろうとしてはだめなのです。大切なのは、学校の教育方針の根幹にきちっと同和教育の営みが座っているかどうかです。

人権教育関係研修会等日程(7月以降)

●京築教育事務所人権・同和教育室主管研修会

平成26年 9月3日 (水)	14:00 ～ 16:30	教頭人権教育研修会	京築教育 事務所
平成26年 12月11日 (木)	13:50 ～ 16:40	人権教育担当者等 研修会	京築教育 事務所

●県人権教育研修会

平成26年 7月25日(金)	第1回福岡県人権教育研修会 (人権尊重精神の育成) ※1名以上参加	福岡 市民会館
平成26年 8月27日(水)	第2回福岡県人権教育研修会 (進路と学力の保障1) ※1名以上参加	福岡 市民会館
平成26年 10月10日(金)	第2回福岡県人権教育研修会 (進路と学力の保障2) ※1名以上参加	築上町立 椎田中学校
平成27年 2月17日(火)	第3回福岡県人権教育研修会 (社会教育) ※希望参加	社会教育総 合センター

ご存知ですか？京築教育事務所のHP

京築教育事務所では、ホームページをアップし、情報提供を行っています！
みなさんも、一度、開いてみてください！！

☆よりよい授業づくりのポイント☆	人権教育の視点でみると	生徒指導の視点でみると	特別支援教育の視点でみると
<p>○前時までの学習を振り返る。</p> <p>○ためておく。</p> <p>○学習意欲や学習態度を高めることができるようにしましょう。</p> <p>☆子どもがめあてを達成したことがわかるようにしましょう。</p>	<p>「学習に参加している」という実感を「達成感」を味わうことができるようにしよう。</p> <p>☆学習意欲や学習態度を高めることができるようにしましょう。</p>	<p>めあてをつかませることは、「自己決定の場」を創出することです。</p> <p>☆めあてをつかませることは、「自己決定の場」を創出することです。</p>	<p>1時間の授業の流れは児童はほとんどを自分で決める。安心して授業に参加できる家庭づくりにつながります。</p>
<p>○学習の経過を振り返る。</p> <p>○自分の考えをつくる。</p> <p>○自分の考えを交流する。</p>	<p>学習意欲を高め、達成感を生じさせる。自分の考えをつくらせたりすることは、「自分の考えを伝える場」を創出することです。</p>	<p>学習の見過しを減らしたり、自分の考えをつくらせたりすることは、「自己決定の場」を創出することです。</p>	<p>「個性化」「適宜化」は、子どものつまずきや困りを軽減することにつながります。</p>
<p>☆児童の個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p> <p>☆児童の個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p>	<p>学習意欲を高め、達成感を生じさせる。自分の考えをつくらせたりすることは、「自分の考えを伝える場」を創出することです。</p>	<p>学習の見過しを減らしたり、自分の考えをつくらせたりすることは、「自己決定の場」を創出することです。</p>	<p>「個性化」「適宜化」は、子どものつまずきや困りを軽減することにつながります。</p>
<p>☆個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p> <p>☆個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p>	<p>学習意欲を高め、達成感を生じさせる。自分の考えをつくらせたりすることは、「自分の考えを伝える場」を創出することです。</p>	<p>学習の見過しを減らしたり、自分の考えをつくらせたりすることは、「自己決定の場」を創出することです。</p>	<p>「個性化」「適宜化」は、子どものつまずきや困りを軽減することにつながります。</p>
<p>☆個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p> <p>☆個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p>	<p>学習意欲を高め、達成感を生じさせる。自分の考えをつくらせたりすることは、「自分の考えを伝える場」を創出することです。</p>	<p>学習の見過しを減らしたり、自分の考えをつくらせたりすることは、「自己決定の場」を創出することです。</p>	<p>「個性化」「適宜化」は、子どものつまずきや困りを軽減することにつながります。</p>
<p>☆個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p> <p>☆個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p>	<p>学習意欲を高め、達成感を生じさせる。自分の考えをつくらせたりすることは、「自分の考えを伝える場」を創出することです。</p>	<p>学習の見過しを減らしたり、自分の考えをつくらせたりすることは、「自己決定の場」を創出することです。</p>	<p>「個性化」「適宜化」は、子どものつまずきや困りを軽減することにつながります。</p>
<p>☆個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p> <p>☆個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p>	<p>学習意欲を高め、達成感を生じさせる。自分の考えをつくらせたりすることは、「自分の考えを伝える場」を創出することです。</p>	<p>学習の見過しを減らしたり、自分の考えをつくらせたりすることは、「自己決定の場」を創出することです。</p>	<p>「個性化」「適宜化」は、子どものつまずきや困りを軽減することにつながります。</p>
<p>☆個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p> <p>☆個性や能力、意欲を育てる学習活動の場を創出しよう。</p>	<p>学習意欲を高め、達成感を生じさせる。自分の考えをつくらせたりすることは、「自分の考えを伝える場」を創出することです。</p>	<p>学習の見過しを減らしたり、自分の考えをつくらせたりすることは、「自己決定の場」を創出することです。</p>	<p>「個性化」「適宜化」は、子どものつまずきや困りを軽減することにつながります。</p>



虎の巻ページ1
虎の巻ページ2

新たに、「授業づくり虎の巻」をUPしました！
ダウンロード可能です！！

人権が尊重される環境づくり10の視点
～日常を振り返り、○×チェックをしてみましょう～

- ① 児童生徒の作品を大切に、教室や校内に掲示していますか。
- ② 学習目標は児童生徒とつくり、定期的に振り返っていますか。
- ③ 人権コーナーがつけられ、人権意識を高めることにつながっていますか。
- ④ 教室内が整理・整頓されていますか。
- ⑤ 安心して過ごせる児童生徒の仲間づくりができていますか。

人権が尊重される授業づくり10の視点
～授業を振り返って○×チェックをしてみましょう～

- ① 児童生徒の学習時間や、休み時間を確保していますか。
- ② 学習中のルールについての声かけをしていますか。
- ③ 児童生徒は学習用具等を準備して学習に臨んでいますか。
- ④ 児童生徒が学習の見通しを持てる工夫をしていますか。
- ⑤ 名前を呼ぶときは、児童生徒を尊重していますか。

人権が尊重される10の視点シリーズ「授業づくり」「環境づくり」も、こちらからダウンロードできます！
どうぞ、学校の校内研修や学年、学級の取組の焦点化、共有化等にご活用下さい！

人権・同和教育室

人権・同和教育室は主に次のことを担当しています。

- 小学校、中学校における人権教育の指導助言に関すること
- 学校における人権教育の推進に関すること
 - ・ 人権教育の系統的指導プログラム開発指定校事業
 - ・ 文部科学省 人権教育開発事業（人権教育研究指定校事業）
- 地域や家庭、職場その他における人権・同和教育の啓発に関すること
- 視聴覚教材（DVD・ビデオ・フィルム）の貸出に関すること

人権・同和教育室からの発行物です。PDF形式でご覧になることができます！

10の視点

視聴覚教材

あいのて



視聴覚教（DVD,VHS）の一覧をはじめ、昨年度の貸出ランキングや視聴覚教材の活用方法等もこちらから確認できます！
利用希望の方は、電話、または、FAXで予約することができます。

FAXの場合は、FAX利用申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上送信して下さい。
詳しくは「利用の仕方」を参考にして下さい！